

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 11月11日	令和7年 10月27日	<p>市民局の不存在による非公開決定(令和7年10月27日付大市民第478号)の決定理由は次の通りとなっています。</p> <p>区政に関する区民アンケートの事業の目的は「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題のうち、区民のニーズ・意見等を把握する必要がある項目について、今後の施策・事業の見直しや改善のため、無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」としており、アンケートの結果を各事業の見直しや改善に繋げることは区長会議人事・財政部会において確認されているものの、その結果を具体的にどのように使用できるかについての検討までは行っていないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>ここには「アンケートの結果を各事業の見直しや改善に繋げることは区長会議人事・財政部会において確認されている」とありますが、いかなる根拠をもってこのように確認されたのかが分かる(つまり、アンケートの結果を「各事業の見直しや改善に繋げること」ができるとするのはいかなる根拠によるものであるのかが分かる)文書を公開してください。</p> <p>なお、不存在となるのであれば、不存在理由は単に「当該公文書をそもそも作成 又は取得しておらず、実際に存在しない」とするのみではなく、情報公開条例解釈・運用の手引に「説明責任を果たす観点から、なぜ作成又は取得していないのかということについても、公開請求者に対して明確になるよう具体的に記入する」とあるように、なぜ存在しないのか、文書が存在せずとも、この事業の実施目的が達成できるとする根拠が説明できるとするのはいかなる理由によるものであるのかについて、不存在の理由に明記してください</p>	不存在	号	市民局	区行政制度 担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 11月21日	令和7年 12月1日	ミドウすじのイルミネーション を見ながら、キックボードの運 転（酒気帯び運転）への安全対 策がわかるもの	不存在	号	市民局	地域安全担 当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 11月21日	令和7年 12月1日	キックボード運転時の安全対策 の為、身なり、ろ出、はきもの 等を定めている事がわかるもの	不存在	号	市民局	地域安全担 当
令和7年 11月21日	令和7年 12月1日	大阪市ホームページ： 特定小型原動機付自転車に關す る交通ルール等について	公開	号	市民局	地域安全担 当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
			<p>2025年11月11日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>市民局の不存在による非公開決定(令和7年10月27日付大市民第478号)の決定理由は次の通りとなっています。</p> <p>区政に関する区民アンケートの事業の目的は「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題のうち、区民のニーズ・意見を把握する必要がある項目について、今後の施策・事業の見直しや改善のため、無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」としており、アンケートの結果を各事業の見直しや改善に繋げることは区長会議人事・財政部会において確認されているものの、その結果を具体的にどのように使用できるかについての検討までは行っていないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>ここには「アンケートの結果を各事業の見直しや改善に繋げることは区長会議人事・財政部会において確認されている」とありますが、いかなる根拠をもってこのように確認されたのかが分かる(つまり、アンケートの結果を「各事業の見直しや改善に繋げること」ができるとするのはいかなる根拠によるものであるのかが分かる)文書を公開してください。</p> <p>なお、不存在となるのであれば、不存在理由は単に「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない」とするのみではなく、情報公開条例解釈・運用の手引に「説明責任を果たす観点から、なぜ作成又は取得していないのかということについても、公開請求者に対して明確になるよう具体的に記入する」とあるように、なぜ存在しないのか、文書が存在せずとも、この事業の実施目的が達成できるとする根拠が説明できるとするのはいかなる理由によるものであるのかについて、不存在の理由に明記してください。</p> <p>-----</p>			

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 11月26日	令和7年 12月10日	この公開請求に対して市民局は 不存在による非公開決定(令和7 年11月25日付大市民第530号)を 行いました。不存在理由は次の 通りです。 アンケートの結果は、各事業の 見直しや改善に繋げるために使 用するが、従前から区民アン ケートは、すべての区で統一的 手法のもと無作為抽出した区民 に対してアンケートを行った結 果であり、施策を進めるうえでの 参考資料として役立てている との共通認識が、実施決議を 行っている区長会議(所管は人 事・財政部会)において、図ら れており、同会議において議論 になることもなかったことか ら、当該公文書をそもそも作成 又は取得しておらず、実際に存 在しないため。 ここには「施策を進めるうえでの 参考資料として役立てている との共通認識が区長会議におい て図られており」と記載されて います。 「共通認識が図られている」と の説明は、行政内部における合 意形成または意思決定の存在を 示唆するものであり、それが区 長会議という合議体において形 成されたものであるならば、当 該「共通認識」の具体的内容や 形成過程を示す文書(議事録、 配布資料、決裁文書、報告書 等)が存在しないはずがありま せん。 そして、このような「共通認 識」の下で「アンケートの結果 を各事業の見直しや改善に繋げ ることは区長会議人事・財政部 会において確認され」、実際に 区民アンケートが実施されてい る以上、この「共通認識」がど のように「アンケートの結果を 各事業の見直しや改善に繋げ る」ことに接続されるのかが示 された文書も存在しないはずは ありません。 つまりは、そもそもの請求対象 文書である、「アンケートの結果 を「各事業の見直しや改善に 繋げること」ができるとするの はいかなる根拠によるものであ るのかが分かる文書」が存在 するはずはありません。 改めて特定及び公開を求めま す。	不存在	号	市民局	区行政制度 担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>2025年11月11日に次の内容で公開請求を行いました。</p> <p>-----</p> <p>市民局の不存在による非公開決定(令和7年10月27日付大市民第478号)の決定理由は次の通りとなっています。</p> <p>区政に関する区民アンケートの事業の目的は「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題のうち、区民のニーズ・意見等を把握する必要がある項目について、今後の施策・事業の見直しや改善のため、無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」としており、アンケートの結果を各事業の見直しや改善に繋げることは区長会議人事・財政部会において確認されているものの、その結果を具体的にどのように使用できるかについての検討までは行っていないことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>ここには「アンケートの結果を各事業の見直しや改善に繋げることは区長会議人事・財政部会において確認されている」とありますが、いかなる根拠をもってこのように確認されたのかが分かる(つまり、アンケートの結果を「各事業の見直しや改善に繋げること」ができるとするのはいかなる根拠によるものであるのかが分かる)文書を公開してください。</p> <p>なお、不存在となるのであれば、不存在理由は単に「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない」とするのみではなく、情報公開条例解釈・運用の手引に「説明責任を果たす観点から、なぜ作成又は取得していないのかということについても、公開請求者に対して明確になるよう具体的に記入する」とあるように、なぜ存在しないのか、文書が存在せずとも、この事業の実施目的が達成できるとする根拠が説明できるとするのはいかなる理由</p>				

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 11月27日	令和7年 12月11日	<p>によるものであるのかについて、不存在の理由に明記してください。</p> <p>-----</p> <p>この公開請求に対して市民局は不存在による非公開決定(令和7年11月25日付大市民第530号)を行いました。不存在理由は次の通りです。</p> <p>アンケートの結果は、各事業の見直しや改善に繋げるために使用するが、従前から区民アンケートは、すべての区で統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行った結果であり、施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が、実施決議を行っている区長会議(所管は人事・財政部会)において、図られており、同会議において議論になることもなかったことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>ここには「施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が区長会議において図られており」と記載されています。この「共通認識」とは、各区役所において運営方針の評価を区民アンケートを用いて行っている事実などに基づくものであると思われます。そして、このような「共通認識」の下で「アンケートの結果を各事業の見直しや改善に繋げることは区長会議人事・財政部会において確認され」、実際に区民アンケートが実施されている以上、各区の区民アンケートによる運営方針が依拠している文書などが請求対象文書であると考えられます。これは、市政改革室が作成した「運営方針の手引き」、「運営方針策定・評価要領」、「マーケティング・リサーチの手引き」などの関連文書が該当するものと考えられます。</p> <p>改めて、「アンケートの結果を「各事業の見直しや改善に繋げること」ができるとするのはいかなる根拠によるものであるのかが分かる文書」について特定を行い、公開してください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度 担当